

平成22年第1回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年4月15日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 稲岡 正一	18番 三浦 三一
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 三宅 祥寿
教育長 板野 正	総務部長 藤井 正助
市民部長 遠度 重雄	健康福祉部長 松永 恭二
産業経済部長 田村 豊	建設部長 坂東 博
教育次長 森口 純司	総務部次長 井内 俊助
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 渋谷 一二
産業経済部次長 林 正二	建設部次長 西村 賢司
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 出口 正春
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 町田 寿人	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 稲井 隆男	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

- 1 臨時議長選出
- 2 臨時議長あいさつ
- 3 仮議席の指定について
- 4 市長あいさつ

日程第1 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 発議第 1号 阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程第 6 発議第 2号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について

追加日程第 7 常任委員会委員の選任について

追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 9 発議第 3号 議会広報特別委員会設置について

追加日程第10 発議第 4号 庁舎建設特別委員会設置について

追加日程第11 発議第 5号 地域活性化インターチェンジ調査特別委員会設置について

追加日程第12 発議第 6号 公営施設（事業）民営化特別委員会設置について

追加日程第13 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第14 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第15 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第16 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第17 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第18 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について

追加日程第19 徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員選出について

追加日程第20 農業委員会委員の推薦について

- 追加日程第21 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度阿波市一般会計補正予算(第8号)について)
- 追加日程第22 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 追加日程第23 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第1号)について)
- 追加日程第24 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について)
- 追加日程第25 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について)
- 追加日程第26 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 追加日程第27 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市税条例の一部改正について)
- 追加日程第28 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 追加日程第29 議案第34号 監査委員(議会選出)の選任について
- 追加日程第30 議案第35号 固定資産評価員の選任について

午前10時00分 開会

○議会事務局長（坂東恵子君） おはようございます。議会事務局長の坂東でございます。

本臨時会は、改選後初めての議会です。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の吉川議員を紹介いたします。

吉川議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（吉川精二君） おはようございます。

ただいまご紹介にあずかりました吉川です。このたびの当選されました議員の皆様方、私からともにお喜びのごあいさつを申し上げます。私たち20名、市民の皆様の負託にこたえ、職責を全うすべく、ともに頑張りたいと思います。今後ともご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

ただいまから平成22年第1回阿波市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

この際、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、初議会に当たり、市長からあいさつがございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成22年第1回阿波市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、皆様におかれましては、去る3月28日に執行されました阿波市議会議員一般選挙において、はえあるご当選をされたことを、まずもって心よりお喜び申し上げたい

と思います。

現在の地方自治を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありますが、市民の皆様の大きな期待を受け、ご当選された皆様のこれからのご活躍を心よりご祈念申し上げます。

本市議会におかれましては、平成17年4月の阿波市誕生以降、各常任委員会のほかに議会広報特別委員会や庁舎特別委員会、また地域活性化インターチェンジ調査特別委員会、公営施設（事業）民営化特別委員会などを設置し、議会運営の透明性を図りながら、時代の変革と市民ニーズに即応した活動に積極的に取り組んでこられました。私といたしましても、いま一度気持ちを新たにし、議会において引き続き活発なご審議をいただきながら、議員の皆様とともに市勢発展と住民福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

あわせて、何点かご報告させていただきます。

まず、多様化する行政ニーズに的確に対応するとともに、庁舎建設や農業振興などの重点施策を積極的に推進するため、4月1日付で組織機構の見直しと人事異動を行いました。組織改革におきましては、産業建設部を産業経済部と建設部に分割し、産業経済部には農業振興課、農地整備課と商工観光課を置き、建設部におきましては建設課、住宅課と地籍調査課の3課体制といたしました。また、総務部におきましては、情報課を廃止し、新たに庁舎建設課を設置いたしております。3月末の退職者は12名、新規採用者は2名となっており、人事異動の対象者は155名となっております。

次に、庁舎建設に関しましては、去る3月30日に建設候補地を発表させていただきましたが、今後新たな組織体制のもと、平成26年度末の完成を目指し、積極的に事務を進めてまいりますので、議員皆様方の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

~~~~~

## 日程第1 議長選挙について

○臨時議長（吉川精二君） 続きまして、日程第1、議長選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りをいたします。

選挙は、指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 選挙でお願いします。

○臨時議長（吉川精二君） ただいま選挙でお願いしますというご意見がございました。  
よって、選挙は単記無記名投票と決定をいたしました。

これより投票による議長選挙を行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○臨時議長（吉川精二君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（吉川精二君） ただいまの出席議員数は20名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（吉川精二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉川精二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（吉川精二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○臨時議長（吉川精二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉川精二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○臨時議長（吉川精二君） ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番檜原伸君、2番藤川豊治君を指名

いたします。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○臨時議長（吉川精二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

岩本雅雄君 19票

池光正男君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、岩本雅雄君が阿波市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選された岩本雅雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

岩本雅雄君の発言を許可いたします。

それでは、岩本雅雄君の当選あいさつをいただきたいと思えます。

○12番（岩本雅雄君） ただいま議長選がございまして、不肖私が議長と決定させていただきました。まことに身に余る光栄と存じます。心より感謝申し上げます。

新政権が中央集権から地域主権への確立を掲げる中、議会の果たす役割はますます重要となり、その責務を全うすべく日々研さんする覚悟でございます。今後とも市民の皆様のご意見を市政に反映し活発な議会活動を目指すとともに、議長として円滑な議会運営を行っていきたく存じます。どうぞ議員の皆様、市長を初め理事者の皆様にもご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、簡単ですがごあいさついたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（吉川精二君） 以上のとおり岩本雅雄君が議長に当選されましたので、臨時議長としての役をこれで終了いたしたいと思えます。いろいろとご協力ありがとうございました。

岩本議長、議長席をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

〔議長交代〕

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事日程についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしております追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を追加することに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議席の指定について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、現在の仮議席番号を本議席といたします。

~~~~~

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において19番稲岡正一君、18番三浦三一君を指名いたします。

~~~~~

#### 追加日程第3 会期の決定について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



~~~~~

#### 追加日程第4 副議長選挙について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選としますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

原田定信君。

○17番（原田定信君） 指名推選でお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 選挙でお願いします。

○議長（岩本雅雄君） よって、選挙は単記無記名投票と決定いたしました。

これより投票による副議長選挙を行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○議長（岩本雅雄君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩本雅雄君） ただいまの出席議員数は20名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩本雅雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩本雅雄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（岩本雅雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○議長（岩本雅雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番森本節弘君、4番江澤信明君を指名いたします。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（岩本雅雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

木村松雄君 13票

松永 渉君 6票

池光正男君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、木村松雄君が阿波市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木村松雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

木村松雄君の発言を許可いたします。

○10番（木村松雄君） ただいまの副議長選挙において、議員各位の温かいご支援を賜り、副議長に就任をさせていただきました。心より身に余る光栄と感謝をいたしております。もとより、お見かけどおりの若輩、未熟者でございますが、議員の皆様方とともに議長の補佐役として阿波市発展、繁栄にとその任を全うしていく所存でございます。どうぞ理事者の皆様方、議員の皆様方、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

て、まことに簡単でございますが、副議長就任のごあいさつ、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

~~~~~

**追加日程第5 発議第1号 阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例について**

**追加日程第6 発議第2号 阿波市議会会議規則の一部を改正する規則について**

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第5、発議第1号阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び追加日程第6、発議第2号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

趣旨説明を吉川精二君に求めます。

吉川精二君。

○20番（吉川精二君） ただいま議長の許可をいただきましたので、趣旨説明を行います。

まず初めに、発議第1号阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をいたします。

それでは、改正内容につきましてのご説明をいたします。

提案理由といたしましては、市議会の定数が削減したためと部の編成によるものでございます。このことにより、常任委員会委員の定数ですが、総務常任委員会が7人、文教厚生常任委員会が7人、産業建設常任委員会が6人となります。また、産業建設常任委員会の所管事項の産業建設部の所管が、建設部と産業経済部の所管に変わります。

次に、発議第2号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案説明をいたします。

改正内容につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、市議会の定数が削減したためと議会運営活性化のためによるものです。

改正内容は、議会運営に関する異議の申し立てを、2人以上あれば成立するものに改正するためです。

附則として、この条例と規則は公布の日から施行いたします。

これら発議2件を地方自治法第112条及び会議規則14条第2項の規定により提出したいと思います。ご賛同をお願いいたします。

以上で発議第1号及び発議第2号の趣旨説明といたします。

○議長（岩本雅雄君） 以上で説明が終わりました。

本案は、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第1号阿波市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び発議第2号阿波市議会会議規則の一部を改正する規則についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### **追加日程第7 常任委員会委員の選任について**

#### **追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について**

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第7、常任委員会委員の選任について及び追加日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

常任委員会の委員及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に稲岡正一君、原田定信君、香西和好君、阿部雅志君、笠井高章君、正木文男君、樫原伸君。

文教厚生常任委員会委員に吉川精二君、岩本雅雄、木村松雄君、樫原賢二君、吉田正君、松永渉君、江澤信明君。

産業建設常任委員会委員に三浦三一君、出口治男君、池光正男君、稲井隆伸君、森本節弘君、藤川豊治君。

議会運営委員会委員に吉川精二君、三浦三一君、原田定信君、香西和好君、出口治男君、阿部雅志君、江澤信明君、藤川豊治君をそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を

それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第 9 発議第 3 号 議会広報特別委員会設置について

追加日程第 10 発議第 4 号 庁舎建設特別委員会設置について

追加日程第 11 発議第 5 号 地域活性化インターチェンジ調査特別委員会設置について

追加日程第 12 発議第 6 号 公営施設（事業）民営化特別委員会設置について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第 9、発議第 3 号議会広報特別委員会設置についてから追加日程第 12、発議第 6 号公営施設（事業）民営化特別委員会設置についてを一括議題といたします。

提出議員吉川精二君の説明を求めます。

吉川精二君。

○20 番（吉川精二君） 特別委員会設置の提案理由を申し述べます。

特別委員会設置ですが、阿波市議会委員会条例第 6 条及び阿波市議会会議規則第 14 条の規定により、4 つの議案を提出いたします。

まずは、議会広報特別委員会設置に関する決議ですが、目的は議会広報紙の発行に関する事項、議会ホームページに関する事項で、委員定数は 6 名で、開かれた議会づくりを目指すものであります。

次に、庁舎建設特別委員会設置に関する決議ですが、目的は新庁舎建設に係る諸問題に関する調査及び対策で、委員定数は 8 名です。

次に、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会設置に関する決議ですが、目的は地域活性化インターチェンジ設置に関する調査で、委員定数は 8 名です。

次に、公営施設（事業）民営化特別委員会設置に関する決議ですが、目的は市財政の強化、市民サービスの向上で、委員定数は 8 名です。

すべての調査期限は、調査が終了するまで、閉会中の継続調査といたします。

以上、4 つの特別委員会設置を求めます。ご賛同をお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 説明が終わりました。

発議第 3 号から発議第 6 号については、事前に協議をいたしておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第3号議会広報特別委員会設置についてから発議第6号公営施設（事業）民営化特別委員会設置についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号から発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されましたそれぞれの特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長により指名いたします。

まず、議会広報特別委員会委員に岩本雅雄、樫原賢二君、正木文男君、森本節弘君、藤川豊治君、樫原伸君、以上6名の委員を指名いたします。

次に、庁舎建設特別委員会委員に吉川精二君、稲岡正一君、三浦三一君、原田定信君、吉田正君、松永渉君、江澤信明君、樫原伸君、以上8名の委員を指名いたします。

次に、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員に池光正男君、稲井隆伸君、阿部雅志君、木村松雄君、樫原賢二君、笠井高章君、正木文男君、藤川豊治君、以上8名の委員を指名いたします。

次に、公営施設（事業）民営化特別委員会委員に吉川精二君、稲岡正一君、香西和好君、出口治男君、阿部雅志君、樫原賢二君、松永渉君、森本節弘君、以上8名の委員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました諸君をそれぞれの特別委員会の委員に選任することを決定いたしました。

ここで、休憩中に各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会それぞれを開会し、正副委員長の互選を行うよう、委員会条例第10条第1項の規定によって招集します。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に互選いただきました各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正副委員長を報告いたします。

総務常任委員会委員長に阿部雅志君、副委員長に香西和好君、文教厚生常任委員会委員長に江澤信明君、副委員長に松永渉君、産業建設常任委員会委員長に藤川豊治君、副委員長に森本節弘君、議会運営委員会委員長に吉川精二君、副委員長に原田定信君、議会広報特別委員会委員長に正木文男君、副委員長に藤川豊治君、庁舎建設特別委員会委員長に吉田正君、副委員長に三浦三一君、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員長に笠井高章君、副委員長に池光正男君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員長に樫原賢二君、副委員長に香西和好君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

### 追加日程第13 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（岩本雅雄君） 次に、追加日程第13、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選することとし、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに議長において指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員に岩本雅雄、木村松雄君、吉川精二君、江澤信明君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました徳島中央広域連合議会の議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が徳島中央広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

### 追加日程第14 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 15 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第 16 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 17 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 18 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について

○議長（岩本雅雄君） 次に、追加日程第 14、中央広域環境施設組合議会の議員選出についてから追加日程第 18、板野郡西部学校給食組合議会の議員選出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。

それぞれの組合同規約によって、議会の議長並びに議会の議員の中から互選された者をもって充てることとなっております。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選とすることとし、議長において指名することといたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

直ちに指名いたします。

中央広域環境施設組合議会の議員には岩本雅雄、稲岡正一君、三浦三一君、出口治男君、木村松雄君、正木文男君、森本節弘君、以上 7 名を指名いたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員には岩本雅雄、原田定信君、稲井隆伸君、樫原賢二君、吉田正君、以上 5 名を指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員には岩本雅雄、吉川精二君、三浦三一君、稲井隆伸君、木村松雄君、松永渉君、笠井高章君、以上 7 名を指名いたします。

阿北環境整備組合議会の議員には岩本雅雄、原田定信君、香西和好君、阿部雅志君、樫原賢二君、藤川豊治君、樫原伸君、以上 7 名を指名いたします。

板野郡西部学校給食組合議会には出口治男君、阿部雅志君、江澤信明君、樫原伸君、以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中央広域環境施設組合議会の議員、阿北火葬場管理組合議会の議員、阿北特別養護老



人ホーム組合議会の議員、阿北環境整備組合議会の議員、及び板野郡西部学校給食組合議会の議員にそれぞれ当選されました。

当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 追加日程第19 徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員選出について

○議長（岩本雅雄君） 次に、追加日程第19、徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員選出を行います。

広域連合議会議員の任期は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第9条第1項の規定により、広域連合を組織する市町村の議会の議員または長としての任期によることとされており、議員として選任されておりました稲岡正一君の議員としての任期満了に伴い、広域連合議員の任期も満了いたしました。議員選挙後、改めて同規約第8条第1項の規定に基づき選挙を実施し、選任するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に阿波市長野崎國勝君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました阿波市長野崎國勝君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、阿波市長野崎國勝君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

阿波市長野崎國勝君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 追加日程第20 農業委員会委員の推薦について

○議長（岩本雅雄君） 次に、追加日程第20、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、池光正男君、笠井高章君、森本節弘君、樫原伸君の退席を求めます。

（14番 池光正男君、6番 笠井高章君、3番 森本節弘君、1番 樫原伸君 退席 午前11時11分）

○議長（岩本雅雄君） お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員は4名であります。推薦の方法につきましては、議長において指名推選することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

議会推薦の農業委員会委員は4名とし、池光正男君、笠井高章君、森本節弘君、樫原伸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を農業委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、以上4名を農業委員に推薦することに決定いたしました。

（14番 池光正男君、6番 笠井高章君、3番 森本節弘君、1番 樫原伸君 入場 午前11時12分）

~~~~~

- 追加日程第 2 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度阿波市一般会計補正予算（第 8 号）について）
- 追加日程第 2 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について）
- 追加日程第 2 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 追加日程第 2 4 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 追加日程第 2 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について）
- 追加日程第 2 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について）
- 追加日程第 2 7 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 追加日程第 2 8 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（岩本雅雄君） 次に、追加日程第 2 1、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度阿波市一般会計補正予算（第 8 号）について）から追加日程第 2 8、承認第 8 号専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案のうち、承認第 1 号から承認第 8 号までの専決処分の承認案件について提案理由の説明を申し上げます。

なお、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、これを報告し承認を求めるものであります。

まず、承認第1号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億1,367万8,000円とするものです。

次に、承認第2号平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,569万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,725万4,000円とするものです。

次に、承認第3号平成21年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,555万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,791万4,000円とするものです。

次に、承認第4号平成21年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,102万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,536万4,000円とするものです。

次に、承認第5号平成21年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,375万7,000円とするものです。

次に、承認第6号平成21年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,548万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,093万5,000円とするものです。

次に、承認第7号阿波市税条例の一部改正について及び承認第8号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の関係法令が改正されたことに伴い、条例改正を行ったものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、十分ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩本雅雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、追加日程第21、承認第1号専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度阿波市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成22年4月15日提出。阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第8号）。平成21年度阿波市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億1,367万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条、繰越明許費でございます。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

続きまして、地方債の補正でございます。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

平成22年3月31日専決。阿波市長でございます。

今臨時会に提案させていただいております平成21年度阿波市一般会計補正予算（第8号）につきましては、平成22年第1回定例会での第7号補正予算成立後に確定いたしました地方交付税、市債等の歳入予算の調整、及び歳出面では不用額が明らかに生じる歳出予算につきまして減額補正を行うとともに、今後の財政運営を適切に行うため、財政調整基金等の積み立てを行うなど予算の最終調整を講じたものでありますので、よろしく願います。

続きまして、予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正についてご説明させていただきます。

第4款衛生費の第1項保健衛生費、新型インフルエンザ対策費300万円につきましては、3月中に接種を受けた人の支払いが4月以降にずれ込むため、繰り越しをお願いするものでございます。

それから、10款教育費の第6項保健体育費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業につきましては、土成トレーニングセンタースロープ新設工事について繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、2の変更の説明をさせていただきます。

第7号補正予算で議決をいただいた後に事業の進捗により変更が生じたので、今回減額補正をお願いするものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費で道路新設改良費等5事業、及び10款教育費、1項教育総務費で教育基本計画策定業務など2事業、合計で7事業で2,806万7,000円の減額をお願いするものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、9ページに移らせていただきます。

第3表地方債補正について説明いたします。

今回、農地債等につきましては、事業の完了等に伴い借入額が決定したので、変更をお願いするものでございます。

主な起債名についてご説明いたします。

道路橋梁債で3,210万円の減額補正、学校教育施設等整備事業で6,760万円の減額補正等でございます。全体で6事業債、1億690万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

主な歳入歳出補正項目について、事項別明細書でご説明させていただきます。

第1款市税で2,850万2,000円を減額し、補正後の額を32億9,146万円をお願いするものでございます。

続きまして、10款地方交付税で1億2,622万1,000円を追加し、補正後の額を75億2,616万3,000円をお願いするものでございます。

続きまして、14款国庫支出金では3,106万6,000円を追加いたしまして、補正後の額を30億1,014万6,000円をお願いするものでございます。

続きまして、18款繰入金では2,914万7,000円を減額し、補正後の額を11億1,055万1,000円をお願いするものでございます。

続きまして、21款市債では1億690万円を減額し、補正後の額を22億5,290万円にお願いするものでございます。

以上、歳入合計では2,520万円を追加し、補正後の額を207億1,367万8,000円とお願いするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

これにつきましても、主なものについて説明させていただきます。

3款民生費では7,160万7,000円を減額いたしまして、55億6,803万3,000円とお願いするものでございます。

続きまして、4款の衛生費では8,286万4,000円を減額いたしまして、17億3,107万7,000円とお願いするものでございます。

続きまして、8款の土木費では3,018万円を減額いたしまして、補正後の額を18億9,638万5,000円にお願いするものでございます。

続きまして、10款の教育費では7,768万4,000円を減額いたしまして、補正後の額を29億4,935万9,000円にお願いするものでございます。

13款諸支出金では3億6,932万3,000円を追加いたしまして、20億16万5,000円にお願いするものでございます。

以上、歳出合計では2,520万円を追加しまして、207億1,367万8,000円とお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いしたいと思います。

歳入項目について、詳細の主なものについて説明させていただきます。

まず最初の1款市税、1項市民税の法人税でございますけれども、このたび1,655万5,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、法人市民税の現年課税分1,655万5,000円の減額についてでございますけれども、今回の経済不況に伴いまして法人所得の減少に伴い法人市民税が減少したということで減額をお願いするものでございます。

続きまして、18、19ページをお願いします。

一番最後の10款地方交付税でございますけれども、今回1億2,622万1,000円の追加をお願いしております。これにつきましては、平成21年度の特別交付税が8億1,738万5,000円と決定しております。今までに計上未済額2億2,155万4,000円のうち、今回1億2,622万1,000円の計上をお願いしているところ

でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、24ページ、25ページをお願ひしたいと思ひます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金のうち、2目の総務費国庫補助金でございます。今回1億4,290万4,000円の補正計上をお願ひしております。主な内訳でございますけれども、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増額が2,800万円、それから地域活性化・公共投資臨時交付金が1億1,725万6,000円となっております。このうち、7,370万1,000円につきましては教育総務費国庫補助金からの振りかえでございます。

それから、10目の教育費国庫補助金でございますけれども、一番最後の中学校費補助金の中で1億800万円のうち、中段でございます安全・安心な学校づくり交付金ということで、土成中学校体育館の補助金の増額分1,743万4,000円の計上をお願ひしております。

続きまして、28、29ページをお願ひしたいと思ひます。

15款県支出金、4目の衛生費県補助金の中で、1節保健衛生費補助金1,966万1,000円の減額をお願ひしております。これにつきましては、主な内容につきましては新型インフルエンザワクチン負担軽減費補助金の減額1,613万7,000円でございます。これにつきましては、接種対象者の減少に伴う減額補正でございます。よろしくお願ひいたします。

それから、32ページ、33ページをお願ひします。

18款繰入金の1項基金繰入金のうち、3目一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金でございます。今回減額の2,274万円をお願ひしております。これにつきましては、周辺対策事業費減額に伴う繰入金の減額でございます。

それから、その下の5目地域福祉基金繰入金2,395万7,000円の減額をお願ひしております。これにつきましては、新型インフルエンザ予防接種委託料の減額に伴う繰入金の減額でございます。

それから、18款繰入金、2項特別会計繰入金の中で、2目の老人保健特別会計繰入金でございます。今回2,555万円の補正をお願ひしております。これにつきましては、平成20年度老人保健特別会計の医療費の精査に伴い発生した国庫負担金増額によりまして、そういうものがふえましたので一般会計への戻入をお願ひしているところでございます。



続きまして、34ページ、35ページをお願いしています。

21款の市債でございます。8目土木債の中で、3,210万円の道路橋梁債の減額をお願いしております。主なものとして、道路新設改良事業債の2,410万円の減額でございます。これにつきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金の有効活用によりまして地方債を減額したということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、10目の教育債でございます。この中で、7,050万円の減額を今回お願いしておりますが、主なものとして3節の学校教育施設等整備事業債で6,760万円の減額をお願いしております。これにつきましては、国庫補助金の増額及び請負差額による事業費の減による地方債の減額をお願いしておりますところでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

46ページ、47ページをお願いしたいと思ひます。

4款衛生費、1項保健衛生費の中で、2項の予防費でございます。この中で主なものとして、13節委託料5,164万4,000円の減額をお願いしております。これらにつきましては歳入のところでご説明させていただきましたけれども、新型インフルエンザの接種対象者の減少に伴う減額補正4,814万4,000円が主なものでございます。

それから、52ページ、53ページをお願いしたいと思ひます。

8款土木費、2項道路橋梁費の中で、最後のところ、6目の周辺対策事業費の減額2,099万円お願いしております。これにつきましては、周辺対策事業の請負差額等による減額補正でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、56ページ、57ページをお願いしたいと思ひます。

中段ほどの10款教育費、1項教育総務費であります。2目事務局費の中で2,950万円の減額をお願いしております。これにつきましては、18節備品購入費の2,950万円の減額でございます。これにつきましてはコンピューターの購入事業等々で350万円、それから電子黒板等、テレビ等の購入料でございます、これが請負差額によりまして減額措置を講じさせていただいているものでございます。これが2,600万円でございます。

それから、58、59ページをお願いしたいと思ひます。

10款教育費、3項中学校費の3目中学校施設整備事業費でございます。これで3,660万円の減額補正をお願いしております。この中で主なものにつきましては、15節工事請負費の3,500万円の減額でございます。これにつきましては、土成中学校施設整

備事業費の減額でございます。理由につきましては、請負差額による減額補正でございます。

続きまして、最後のページですね、62ページ、63ページをお願いします。

13款の諸支出金、1目基金費で今回3億6,932万3,000円の補正をお願いしております。主なものにつきましては、財政調整基金につきましては、2億2,000万円の積み立てと利息の減額調整を行いまして、差し引き2億1,962万3,000円の積み立てを行うものでございます。なおこの結果、財政調整基金の平成21年度末現在高につきましては、22億6,829万1,000円となっておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、減債基金につきましては、5,000万円の積み立てを行うものでございます。この積み立てを入れまして、平成21年度末現在高は6億1,279万3,000円となります。

続きまして、義務教育費施設整備事業につきましては、学校施設整備事業費等を今後円滑に推進するため、今回7,000万円を積み立てをお願いするものでございます。

それから、最後の情報システム施設整備基金積立金につきましては、将来に向けてケーブルテレビ施設の運営を安定的に行うために、今回3,000万円を積み立てさせていただきました。なおこの結果、一般会計に属する財政調整基金ほか13基金の平成21年度末積立額は66億3,860万1,000円となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後のページ、64ページをお願いいたします。

ここでは、一般会計に属する平成21年度末地方債残高について説明させていただきます。

一般会計に属する平成20年度末地方債残高は、20年度末ですけれども、192億8,614万9,000円となっております。最後の欄を、合計のところを見てほしいんですけども、平成21年度の借入見込み額は22億5,290万円となっております。

その右側で、逆に平成21年度の元利償還金が18億931万円となっておりますので、差し引き平成21年度末現在高見込み額は197億2,973万9,000円となっております。

以上で承認第1号専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。ご承認くださいますようお願いいたします。

(3番森本節弘君「地方債補正のところが、ちょっと今金額が聞き間違ったんか、金額が違うとった。もう一遍説明お願いします。3表、9ページ、ちょっと金額がずれとる」と呼ぶ)

○議長(岩本雅雄君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井正助君) 3表の地方債の補正について、再度説明させていただきます。

今回の地方債の補正につきましては、農地債と6事業の完了に伴いまして借入額が決定いたしましたので、変更をお願いするものでございます。

主な起債名について説明いたします。

道路橋梁債で3,210万円の減額補正、学校教育施設等整備事業で6,760万円の減額補正等であります。全体で6事業債1億690万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長(岩本雅雄君) 遠度市民部長。

○市民部長(遠度重雄君) 市民部長の遠度でございます。よろしく願いいたします。

承認第2号から承認第5号までが市民部の所管でございますので、順次補足説明をさせていただきます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

1ページです。

専決第2号平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,569万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,725万4,000円とするものであります。

平成22年3月31日専決でございます。

次のページをお願いいたします。

2ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入ですが、主要なものを説明させていただきます。

左側のほうから申し上げます。一番上、1款国民健康保険税、補正額、右から2列目になりますが、この欄で申し上げます。補正額1,329万円の減額です。1つ飛んで3目になりますが、4款療養給付費交付金、補正額5,626万9,000円です。これは退職者給付交付金であります。5款前期高齢者交付金、補正額4,006万9,000円の減額となります。6款県支出金で3,693万1,000円の減額です。主に県補助金3,000万円の減額でございます。7款共同事業交付金、補正額2億2,507万7,000円の減額でございます。この内訳は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金でございます。9款繰入金でございますが1,858万1,000円、これは一般会計からのものがございます。歳入合計、補正前の額で47億5,294万9,000円で、補正額2億3,569万5,000円の減額でございます。計45億1,725万4,000円となります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、主要なものを説明させていただきます。

真ん中よりもちょっと下ぐらいになりますが、6款介護納付金で補正額2,976万5,000円の減額となります。7款共同事業拠出金で補正額1億9,800万円の減額をお願いしております。一番下の歳出合計でございますが、歳入合計と同額ですので、省略させていただきます。

承認いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

1ページになります。

専決第3号。平成21年度阿波市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,555万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,791万4,000円とするものであります。この老人保健特別会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートし

ましたので、新規の給付等はございませんが、それまでの分で清算され追加交付されたものでございます。

平成22年3月31日専決でございます。

次のページをお願いいたします。

2ページですが、第1表歳入歳出予算補正。歳入でございますが、主要なものを説明させていただきます。

2つ目になりますが、2款国庫支出金で補正額1,728万円、これは平成20年で老人医療給付精算分として追加交付されたものでございます。3款の県支出金、補正額461万円。これにつきましても、県費の分で精算、交付されたものでございます。一番下になりますが、歳入合計、補正前の額で236万4,000円、補正額2,555万円、計2,791万4,000円となります。

次のページをお願いいたします。

歳出ですが、2款の諸支出金で補正額2,555万円です。これにつきましては、一般会計への繰り出しとなります。先ほどの総務部長の説明で一般会計のほうへ入るようになっています。歳出合計は、歳入合計と同額でございますので、省略させていただきます。

ご承認いただけますようよろしくをお願いいたします。

次に、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

1ページになります。

専決第4号。平成21年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,102万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,536万4,000円とするものであります。

平成22年3月31日専決でございます。

次のページをお願いいたします。

2ページになります。

第1表歳入歳出予算補正。歳入ですが、主要なものを説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料で補正額3,467万円の減額でございます。これにつきましては、当初の見込みより保険料収入が少なくなったのでこのようにしております。1つ飛びまして、5款繰越金ですが、補正額387万4,000円です。これは平成20年度からの繰越金でございます。6款諸収入ですが、補正額300万円の減額でございます。これは保険料の還付金の減額でございます。歳入合計、補正前の額3億6,639万1,000円で、補正額3,102万7,000円の減額でございます。計3億3,536万4,000円をお願いしております。

次のページをお願いいたします。

歳出ですが、3ページです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で補正額2,802万7,000円の減額でございます。これにつきましては、保険料収入の減額に伴うものでございます。3款諸支出金、補正額300万円の減額でございます。歳出合計でございますが、歳入合計と同額ですので省略させていただきます。

ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

次に、承認第5号をお願いいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

1ページでございます。

専決第5号。平成21年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,375万7,000円とするものであります。

平成22年3月31日専決でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入ですが、4款繰入金、補正額1,290万円の減額でございます。これにつきましては、一般会計から繰入金を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額1億2,665万7,000円で、補正額1,290万円の減額で、計1億1,375万7,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出ですが、2款事業費で補正額1,290万円の減額でございます。これにつきましては、2つの施設管理費で汚泥等の引き抜き手数料や工事請負費等の減額によるものでございます。歳出合計、これにつきましても歳入合計と同額ですので、省略させていただきます。

ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、承認第2号から承認第5号までの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 承認第6号専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページ、1ページをお願いいたします。

平成21年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,548万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,093万5,000円とするものです。

平成22年3月31日の専決です。

次のページ、2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款介護保険料789万4,000円の減額をお願いしております。次に、3款国庫支出金では331万7,000円の減額をお願いしております。4款支払基金交付金につきましては3,193万2,000円の減額をお願いしております。5款県支出金につきましては1,147万円の減額をお願いしております。歳入合計では

8, 548万4, 000円の減額です。

次の3ページの歳出につきましては、2款保険給付金7, 583万円の減額をお願いしております。1項の介護サービス等諸費では3, 810万円の減額、2項介護予防サービス等諸費では3, 640万円の減額です。いずれも保険給付の減額に伴うものです。次に、4款の基金積立金につきましては750万円をお願いしております。歳出合計8, 548万4, 000円の減額をお願いしております。

ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 承認第7号と承認第8号を補足説明させていただきます。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

市条例の改正内容につきましては、主な改正点を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

A4の用紙で両面印刷されたものがお配りしてあるかと思っておりますので、これを見ていただきたいと思っております。

まず、補足説明1、右上のほうに書いてありますが、こちらのほうを見ていただきたいと思っております。

今回の条例改正は、主に子ども手当制度創設等に伴い地方税法が改正されましたので、それに伴い市税条例の改正を行うものでございます。

主な改正点ですが、1点目として、個人市民税におきまして、扶養控除の見直しに伴い、地方税法等の引用条文の項目変更及び用語削除、また扶養親族申告書の提出に関する条文の追加等でございます。

2点目、固定資産税におきまして、固定資産税の納税義務者等で地方開発事業団の廃止に伴い、この名称を削除するものでございます。

3点目、市たばこ税の税率におきまして、1, 000本につき3, 298円を1, 000本につき4, 618円に改正し、附則のたばこ税の税率の特例、紙巻きたばこのことですが、これにおきましても1, 000本につき1, 564円を1, 000本につき2, 190円に改正するものでございます。

4点目、その他としまして、市民税の所得計算及び課税特例等に関する改正でございま



す。施行日につきましては、基本は平成22年4月1日から施行となります。これにつきましては、たばこ税は平成22年10月1日というようなことで、幾つか詳細に施行日が分かれております。

続きまして、承認第8号をお願いいたします。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

国民健康保険税条例の改正につきましても、主な点で補足説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどのA4の用紙の裏側になりますが、補足説明2と右の上のほうに書いてあります、これをごらんいただきたいと思っております。

地方税法が改正され、地方税法施行令も改正されましたので、それに基づき阿波市国民健康保険税条例を改正するものでございます。

主な改正点でございますが、1点目が、国保税の課税上限額、これは医療給付費分についてのことですが、47万円から50万円に3万円増額、また後期高齢者支援金等課税額を12万円から13万円に1万円増額というように改正するものでございます。

2点目、軽減割合の設定についてですが、当年度もしくは前年度の応益割合にかかわらず、改正前の軽減割合から任意に選択することができるようになりました。これまで、応益割合が45から55%のときには、7割、5割、2割軽減というのがとれるようになっておりました。その応益割合によって軽減額が6割減税、4割減税というような形で自動的に決まるようになっておりましたが、これが任意に、そういう割合に関係なく7割、5割、2割軽減を適用することができるようになるということでございます。

3点目、国保税の課税において、非自発的失業者で給与所得金額がある場合、特例により給与所得金額をその給与所得金額の100分の30として課税計算するようになりました。ただし、雇用保険受給資格者等の証明書類が必要となります。

施行日につきましては、平成22年4月1日から施行となります。

ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、承認第7号と承認第8号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 説明が終わりました。質疑の通告がありませんので、質疑を終結

いたします。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第8号までを会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認め、承認第1号から承認第8号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

承認第1号に対する反対の討論を許可いたします。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）の反対討論をいたします。

新庁舎建設に当たりましては、私は建設に対し見直し及び中止を求めることを考えている以上、39ページにあります庁舎建設費、庁舎建設基本計画作成等業務委託料796万円減額と、また31ページには利子、庁舎建設基金利子30万円の減額、63ページに庁舎建設基金積立金30万円となっております。減額です。予算流しを同じことを4回繰り返すなど責任上問題があると思いますので、反対を表明しておきます。

以上です。

○議長（岩本雅雄君） これで承認第1号に対する討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本雅雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）から承認第8号専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）までの7件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号から承認第8号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後0時06分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### 追加日程第29 議案第34号 監査委員（議会選出）の選任について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第29、議案第34号監査委員（議会選出）の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、稲岡正一君の退席を求めます。

（19番 稲岡正一君 退席 午後0時06分）

○議長（岩本雅雄君） 提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第34号議会選出の監査委員の選任についてでございますけれども、次の者を監査委員（議会選出）に選任いたしたいと思っておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所につきましては、阿波市市場町山野上字大西17番地、氏名は、稲岡正一、生年月日、昭和19年4月24日生まれであります。稲岡正一氏につきましては、議会議員としての経験豊富で、行政運営に関しすぐれた識見を有しておりまして、議会議員より選出の監査委員として適任者であると考えておりますので、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております人事案件については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議案第34号監査委員（議会選出）の選任についてを採決いたします。

本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時09分 休憩

午後0時10分 再開

（19番 稲岡正一君 入場 午後0時10分）

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま監査委員に就任されました稲岡正一君よりごあいさつの申し出がありますので、許可いたします。

○19番（稲岡正一君） ただいまは阿波市の監査委員にご承認をいただきまして本当にありがとうございます。私は、皆さん見かけのとおり浅学非才の者でございますけれども、今までの経験を生かしまして一生懸命任務を務めたいと考えておりますので、今後とも皆さん方の温かいご指導とご協力を心からお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

### 追加日程第30 議案第35号 固定資産評価員の選任について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第30、議案第35号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号固定資産評価員の選任についてでございますけれども、次の者を固定資産評価員に選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めたいと思います。

住所につきましては、阿波市土成町吉田字一本松の二55番地2、氏名、遠度重雄、生年月日、昭和26年8月3日生まれであります。

現市民部長の遠度重雄氏でございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 説明が終わりました。

議案第35号については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議案第35号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これをもちまして本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがあります。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会は、議員改選後最初の議会でありましたが、先ほど議長に岩本雅雄氏、副議長に木村松雄氏が選任され、各常任委員会等の委員長、副委員長を初め委員構成も決定されました。また、組合議会の議員並びに議会推薦の農業委員会委員の方も選任されました。岩本議長を初め選任されました皆様には、ご就任を心からお祝い申し上げ、市政運営への変わらぬご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

本議会に提案いたしました議案につきましては、全議案原案どおりご承認いただき、まことにありがとうございました。

これからは一雨ごとに暖かさが増してまいります。議員の皆様には、健康には十分にご留意いただき、引き続き市勢発展のためご活躍いただきますよう切にお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたしたいと思っております。どうもご苦勞さまでした。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで本日の会議を閉じます。

平成22年第1回阿波市議会臨時議会を閉会いたします。

午後0時15分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員